

裁判員制度の問題点

一 制度目的に関する問題点

1 刑事裁判の本来の目的は何か。

迅速な審理のために、被告人・弁護側が十分な準備をする時間のないまま審理に突入してしまうおそれはないか。

国民は、市民が参加しているから司法を信頼するのか？

公平中立な裁判官が、きちんと審理をして、公正な判断を下すから信頼するのか？
裁判官だけの裁判よりも裁判が雑になるおそれはないか。

↑

陪審・参審の国では被告人も市民に裁かれることに安心感を持っている。

誤判率は職業裁判官による場合と市民参加の場合でどちらが高いという確たる研究結果はない。

接見交通や保釈の運用の改善などをすれば弁護側も準備できる。

2 国民は司法の民主化を望んでいるのか。

理念的に「統治主体意識」を持って、と政府に言われてもピンとこないのではないか。

↑

「官」から「民」へ、という決定権のシフトと自己責任の原理の浸透が日本社会の流れである。

3 司法の民主化は憲法の秩序に反しないか。

司法は少数者の人権の砦であり、民主主義原理とは距離を置くべきであるというのが立憲民主主義、三権分立の発想である。

だからこそ、裁判官の独立が保障されている(憲法76条3項)。

司法に国民が参加して、多数決が採用されると、少数者の人権が侵害されかねない。

↑

国民が少数者の人権も尊重しなければならないという立憲民主主義を理解できないというのは国民をバカにしている。

4 調書裁判は本当に悪いのか。

調書を読み込むという丹念で時間のかかる作業を省略してしまうと、単なる「印象裁判」になってしまうのではないか。

↑

法廷証言と速記録やビデオを活用すればよい。

調書を使うにしても要点を絞ったものにもすることもできる。

二 それ以外の裁判員制度の問題点

1 国民が負担に耐えられるか。

時間的・経済的・精神的に重い負担を課せられる。

とって、負担軽減のために裁判の迅速化，簡素化を進めると，適正さや公正さが犠牲になる。

2 守秘義務が厳しすぎないか。

守秘義務違反を厳格に取り締まりすぎると制度の問題点や改善すべき点が一切明らかにされない。

裁判員の経験を伝えられないと市民の法教育という目的も達成できない。

3 裁判員の安全は守れるのか。

裁判員の個人情報や弁護士・検察官にしか知らされないことになっているが，本当にそれ以外の者に知られることはないか。

裁判所から自宅まで尾行すれば分かってしまうのではないか。

4 裁判員は裁判に必要な能力・良識を備えているのか。

裁判員の職務を果たすには，それなりの理解力・思考力・表現力などが必要。無作為に選ばれた市民がそれらを備えている保証があるのか。

また，仮に裁判官の中には良識（円満な常識）に欠ける者がいるとしても，無作為に選ばれた市民が裁判官以上の良識を備えている保証はない。

5 裁判員は本当に適切に評議できるのか。

早く終わらせたいなどの理由で無責任な評議にならないか。

感情に流されないか。

6 裁判官による誘導がなされるのではないか。

日本人は，専門家の意見には特に弱いとされる。

建前は裁判官と対等といっても，経験や知識の差から到底対等には議論できないのではないか。

7 マスコミの報道規制の必要があるのではないか。

裁判員に先入観を与えないために，犯罪報道を規制する必要があるのではないか。

しかし，報道規制は表現の自由，知る権利(憲法 21 条)の制約になるのではないか。

8 思想・信条による辞退は認められるのか。

「死刑反対」，「人を裁きたくない」，「そもそも裁判員制度に反対」などという思想・信条による辞退を認めるべきではないのか(憲法 19 条)。

9 被告人に選択権を認めるべきではないか。

被告人から自分が公正だと考える裁判を受ける権利(憲法31条, 32条)を奪ってよいのか。

10 日本人の国民性に合わないのではないか。

日本人は議論になれていない, 付和雷同しがちであると言われるが, そのようなおそれはないのか。

11 評決方法

無罪にせよ, 有罪にせよ, 多数決の結論には裁判官と裁判員双方が一人ずつは含まれていなければならないから(裁判員法67条2項), 自白事件について採用できるとされている裁判官1人, 裁判員4人の構成(裁判員法2条3項)では, 結局, 裁判官が事実上の決定権を持つことになるのではないか。

12 量刑が厳しくなるのではないか。

市民感情に委ねると, 市民は自分が加害者になることより, 被害者になることをまず考えるから, 犯罪者に対して厳しい姿勢で裁判に臨み, 量刑が今までより重くなるのではないか。

13 証拠の採否を法律家だけで決めてしまってよいのか。

自白調書の任意性などは法律判断というより, 事実認定の問題である。そこに裁判員が関与しないのであれば意味が乏しいのではないか。

14 どうせ控訴審で覆るのではないか。

1審判決を裁判員裁判で出しても, 検察官が上訴したら高裁・最高裁は裁判官だけで審理される。
結局, 裁判官の気に入らない裁判員の判断は覆されることになるのではないか。

15 従来の捜査方法が温存されるのでは意味がないのではないか。

裁判員制度になっても, 人権侵害をするような捜査方法には手をつけられていない。裁判員制度になっても日本の刑事司法, 特に捜査は根本的には変わらないのではないか。

16 裁判員制度は憲法に違反するのではないか。

裁判所において裁判を受ける権利(32条)は職業裁判官の裁判を受ける権利であり, 憲法は素人が裁判に参加することを予定していないはずである。身分上の独立を保障された裁判官でなければ公平な審理はできないと考えられるからである(76条3項)。
また, 国民を強制的に裁判に参加させるのは, 思想良心の自由を定めた19条, 奴隷的拘束及び苦役からの自由を定めた18条に違反する。

♪「反対宣言」（さだまさし「関白宣言」替え歌）

作：某判事

裁判員に 呼ばれる前に 言っておきたい 事がある
かなり厳しい お仕事だから 本音は判事に 期待する

意見を先に 言うてはいけない
意見を後で 漏らしてもいけない
審理は早く終われ
だけど適正にしる
できる範囲で 構わないから

忘れてくれるな
信号も守れない人に 他人を裁ける わけなどないって事を

判事には判事にしか できない事があるから
私達は心配せず 黙ってそれに 付いて行く

（原歌詞）

お前を嫁にもらう前に 言っておきたい事がある
かなりきびしい話もするが 俺の本音を聴いておけ
俺より先に寝てはいけない 俺より後に起きてもいけない
めしは上手く作れ いつもきれいでいる
出来る範囲で構わないから
忘れてくれるな 仕事も出来ない男に
家庭を守れるはずなどないってことを
お前にはお前にしか できない事もあるから
それ以外は口出しせず
黙って俺についてこい

*なお、私(平野)自身は裁判員制度に反対というわけではない。